

役員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人恵の園福祉会の役員報酬、費用弁償等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会の出席)

第3条 役員が理事会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(理事の報酬)

第4条 理事長が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、その業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(評議員の報酬)

第6条 役員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(評議員選任・解任委員会の報酬)

第7条 役員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(出張旅費)

第8条 役員が、法人業務のため出張する場合は、社会福祉法人恵の園福祉会てだこ保育園旅費規程に準じて、旅費等を支給する。

2 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

3 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(改正)

第9条 本規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

付 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日より適用する
改定 平成23年11月30日
改定 平成29年4月1日

別表 1 (平成 29 年 4 月 1 日施行)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	5, 0 0 0 円	実 費
評議員会出席報酬	5, 0 0 0 円	実 費
評議員選任・解任委員会出席報酬	5, 0 0 0 円	実 費

別表 2

名 称	報 酬	実費弁償費
理事業務報酬等	3, 0 0 0 円	実 費
監事監査指導報酬等	5, 0 0 0 円	実 費